

議案第25号

川崎市アートセンターの指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成19年2月14日提出

川崎市長 阿部 孝夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	指定管理者		指定期間
	住所	名称及び代表者名	
川崎市アートセンター  川崎市麻生区万福寺 180番地1	川崎市川崎区駅前本町12番地1	川崎市文化財団グループ  代表者 財団法人川崎市文化財団 理事長 寺尾 嘉剛  構成員 特定非営利活動法人アート ネットワーク・ジャパン 理事長 市村 作知雄	平成19年10月1日から 平成24年3月31日まで

## 参考資料

### 川崎市文化財団グループの概要

代表者	財団法人川崎市文化財団
設立	昭和60年3月23日
基本財産	3,000万円
職員数	理事12名、監事2名、職員24名
目的	市民の文化活動の振興を図り、もって市民生活の向上と川崎市における新しい市民文化の創造に寄与することを目的とする。
事業実績	(1) 文化情報の提供及び美術展等の企画展・演奏会の開催 (2) 歴史ガイドパネルの点検、補修 (3) 文化施設の管理・運営 (4) 定期能、芸能サロン等の公演 (5) 川崎能楽堂、アートガーデンかわさきの施設供用 (6) 川崎市受託事業の実施 (7) ミューザ川崎シンフォニーホール事業
構成員	特定非営利活動法人アートネットワーク・ジャパン
設立	平成12年4月4日
職員数	理事11名、監事1名
目的	広く舞台芸術の活性化と振興、次代を担う才能の発掘、併せて国際文化交流の促進に寄与すべく開催する国際アートネットワーク事業を展開することを目的とする。
事業実績	(1) にしすがも創造舎の管理運営業務

- (2) 東京国際芸術祭の実施業務
- (3) 横浜市大倉山記念館の指定管理業務
- (4) 横浜アートプラットフォーム急な坂スタジオの管理運営  
業務